

山県郡安芸太田町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

広島県人事委員会

委員長 舩 木 孝 和

広島県人事委員会規則第三十一号

山県郡安芸太田町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

山県郡安芸太田町の管理職員等の範囲を定める規則（平成十七年広島県人事委員会規則第四十三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表		別表	
機関	職	機関	職
(略)	(略)	(略)	(略)
町長部局	課長 担当課長 室長 主幹 課長補佐	町長部局	課長 室長 主幹 課長補佐
支所	支所長	支所	支所長 課長
保健・医療・福祉 統括セン ター	課長	保健・医療・福祉 統括セン ター	事務局長 課長
(略)	(略)	(略)	(略)
備考 (略)		備考 (略)	

附 則

この人事委員会規則は、令和七年四月一日から施行する。